

長野県総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 62 号）（以下「法」という。）第 1 条 4 の規定に基づき設置する長野県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 会議の招集は、知事が会議の開催日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

（議事録）

第 3 条 知事は会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

（事務局）

第 4 条 会議の事務局を長野県企画振興部総合政策課に置く。

（補足）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が定める。

附則

この要綱は、平成 27 年〇月〇日から施行する。